

# 近世和田津新田と松葉流通に関する一考察

——地方史班（徳島地方史学会）——

町田 哲\*

**要旨**：本稿では、紀伊水道沿岸の新田からの松葉が、塩焚燃料として流通していた特徴を、18世紀末に完成した和田津新田に即して解明した。和田津新田は、小松島湾内の干潟を干拓する形で17世紀末に開発が始まったが、宝永4年（1707）の地震津波で壊滅的被害にあい、正徳5年（1715）に、この地の再開発を企図して入植した富岡町紀伊国屋四郎兵衛（栗本家）によって、延享5年（1748）に成立した。新田は一円、新田名主栗本家の土地で、新田内の松林から松葉・樵木を確保する権利を有していた。19世紀には松葉を、枝下し・根伐りの時期に集中的に塩田地帯へ供給し、特に松葉・薪の値段が高騰していた19世紀初頭には、撫養塩田に廻送されていた。しかし、文政期以降は、塩焚燃料として石炭が導入され、松葉・薪値段が下落するに伴い、徳島南斎田に供給するようになり、かつ減少していくことを明らかにした。

**キーワード**：松葉、樵木、新田、徳島藩、塩田、石炭、撫養、南斎田

## はじめに

近世塩田地帯において、松葉は、塩焚燃料として重宝されていた。斎田塩で知られた撫養塩田でも、近隣の北灘や淡路島南部の阿那賀・福良、そして吉野川上流域等からの松葉・薪が大量に供給されていた。しかし、18世紀末から九州北部や周防などで産出された石炭が、瀬戸内の塩田地帯に伝播すると、松葉・薪から石炭へと、塩焚燃料の転換が進んだ。徳島藩領でも、文化11年（1814）12月に「御試」として石炭焚が部分的に許可され、文政3年（1820）正月に石炭焚半数、そして同4年には石炭惣焚（すべて石炭で焚くこと）が許可され、撫養塩田でも石炭焚が導入された。この石炭焚の普及によって、松葉・薪の値段が下落し、松葉・薪の供給地域に大きな影響が及ぶことになった（鳴門市史編纂委員会1976、金原祐樹2019）。

さて、本稿で検討するのは、和田津新田からの松

葉流通の実態である。和田津新田は、紀伊水道に砂嘴状に突き出した和田島村の西、小松島湾内の干潟を埋め立てて17世紀末に開発され始めた新田である。西北に金磯新田、東側に和田島村養兵衛開（分平新田）・間之新田と、周辺に新田が集中する地域である。宝永地震津波後の和田島村内の開発過程を解明した近年の研究（鈴木直樹2020、町田哲2022）によって、和田島村分平新田の開発等では、松の植林が意識的に遂行されていたことが明らかとなっている。ただし、松葉の流通実態についての本格的な検討はなされていない。また撫養塩田から直線距離で25km以上南に存在した和田津新田の松葉流通については、これまで知られてこなかった。そこで本稿では、和田津新田の新田名主であった栗本家の文書群（徳島県立文書館寄託2,149点、以下【クリモ○○】と文書番号を示す）をもとに、新田のどこで松葉が確保され、いかに塩田地帯に流通していたのか。史料が残る19世紀前半の松葉流通の展開を、燃

\* 〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748 鳴門教育大学大学院学校教育研究科

料転換の進む塩田との連関の中で解明することを課題としたい。

## 1. 和田津新田の開発過程

分析に入る前に、まずは和田津新田の開発過程を確認しておきたい。本格的な検討は別の機会に譲り、先行研究（徳島県立文書館 1999, 徳野 2013）をふまえ、その過程を3段階に区分して理解しよう。

第1段階は、のちに和田津新田名主となる栗本家が入植する以前の開発である。元禄8年（1695）橋本大五郎なる人物が、大林村・坂野村の北側に広がる遠浅の干潟・洲を埋め、<sup>かこいづみ</sup> 囲堤内約20町の開発を計画したものの、宝永3年（1706）9月に、約5町の新田化が実現した段階で撤退した。その後に開発に入ったのが、先行して金磯新田開発の中心となっていた多田家の当主助右衛門であった。また、この段階で既に坂野村肝煎の弥兵衛が、助右衛門開発地の東側を平行して開発を進めていた。しかし、いずれも宝永4年の地震津波によって大破し、開発は一端頓挫したとみられる。

第2段階は、宝永地震・津波によって、「圍堤不残大破仕、唯今潮干潟ニ罷成、打捨り居申候」〔クリモ00738〕と、圍堤が大破して干潟となり放置されたままになっていた助右衛門・弥兵衛両人の開発場所を、栗本家が再開発した段階である。正徳6年（1716）4月22日に、那賀郡富岡町紀伊国屋四郎兵衛（=栗本家）が、①旧開発地40町歩の新開（自力普請）、②干潟に圍堤の設置（東220間・北60間・西220間）、③用水普請、④松丸木杭木の御林からの確保、⑤普請道具の拝借、⑥石・赤土取場（赤石山・根井山・小神子・大神子）、⑦鍬下年季を酉年（享保2）から次の酉年（享保14年）の13年間とすること等を御蔵所に願い出た〔クリモ00738〕。御蔵所側もその願いを聞き入れ、5月3日には御蔵所から栗本家に対し、開発許可の下札が交付された（史料1）。開発地は旧開発地（坂野・和田両村之間開地）のみならず南側の砂原も含まれていたこと、もし予定通りに開発が実現できなかった場合には没収され処罰されることが盛り込まれていたことがうかがえる。

実際に開発は困難を極めたようで、享保元年（1716）6月には「大潮」で北側30間程が崩れ、同

2年8月には「風波」により60間ほどが破損した。それでも3町程で収穫が可能となるようになつたが、自力普請の費用に不足するため、12月には藩米200石の拝借願いを提出、翌年4月に家老から米100石分の拝借が認められた。また、同3年9月には圍堤の補強と防風のため、幅2間・長800間におよぶ植松を願い御蔵所より認可された。そして鍬下年季の明ける直前の享保14年（1729）12月には、計画の約半分に相当する20町が田地となったものの、鍬下延期願いを提出せざるを得なくなり、ようやく延享5年（1748）に鍬下が明け、和田津新田が正式に成立した。享保15年に初代四郎兵衛が亡くなったが、それまでにおよそ銀250貫目余も要していたという。

第3段階は、和田津新田（「元開」）の西側をさらに開発した時期である。明和3年（1766）に田43町・畠6町6反余の新田築立が許可され、安永5年（1776）には、うち東半分の約30町歩の開発が完了し、「中開」と名付けられた。さらに寛政3年（1791）には西側の「西開」<sup>なかばり</sup> 15町余の新田化が完成した。

こうして完成した和田津新田は、享和2年（1802）8月段階で、面積34町2反9畝3歩・村高241石8斗9升8合（年貢三ツ五分・物成101石5斗9升6合8勺）に及び、うち田が28町9反4畝15歩（高231石4斗5升6合）、畠5町3反4畝18歩（高10石4斗4升2合）〔クリモ0002〕と、圧倒的に田が中心の新田であった。

## 2. 和田津新田の基礎的構成

### 1) 人的構成

では、本稿が中心的対象とする19世紀前半の和田津新田の状況を確認しよう。文化6年（1809）の棟付改帳をもとに、当時の人別構成を示したのが表1である。この段階で家数はわずか7軒と少ない。第1の注目点は、栗本茂平（4代目）が「新田名主」とある点である。「新田名主」と藩に認定されたのは、延享5年（1748）に「和田津新田」が成立した時点である<sup>1)</sup>。また、前掲史料1の文言をふまえれば、新田は「名田」であり、基本的に田畠（名負地）はもとより、松林等を含む土地全体が、栗本家の一円所持となっていた。その意味で新田名主は、通常の一般の百姓の土地所持よりも広い権限を有してい

たと考えられる。第2は、3～7がいずれも18世紀後半それも天明・寛政期つまり第3段階に至ってからの「来人」で、かつ栗本家から借地し建家住居していた点である。栗本家との地主－小作関係については、今後の課題とせざるを得ないが、第2段階に入植者を意味する「仕付人」が存在したとしても、不安定な経営で定着できず、西開の開発・完成前後から入植した作人がこの時期の村落構成員の大半を占めていた<sup>2)</sup>。第3は、唯一の小家「栗本茂平下人」徳太郎の存在である(史料2)。彼は、中島浦加子七兵衛<sup>3)</sup>で、天明7年(1787)に四国遍路に出発したもの、途中広島にて父が病死し一人となった。広島藩側からの連絡により、郡奉行林永蔵在勤中に引き取られた。そこで3代茂平が郡奉行に願い、自らの下人とすることを許されたという。しかし、病身で耕作ができないため、文化2年(1805)より市中新魚町借家に住み、紀伊国屋徳兵衛として日雇稼をしており、新田に家はなかった。四国遍路の途中で一人残された子供(当時12歳)が、藩の交渉を通じて国元に戻された事例としても興味深いが、加えて、こうした孤独の身を新田名主が小家下人として引き取っていたこと、にもかかわらず病身を理由に定着せず、市中で日雇稼をしていたこと、それでも棟付改では新田に登録されていた点が注目される。

## 2) 空間構成

ついで、後にみる松葉の所在を念頭におき、新田の空間構成を確認しておきたい。図1は、第3期の18世紀後半の和田津新田絵図(140×340cm)である。まだ西開は完成せず、図の西側に中開が完成した安永5年(1776)直後の時期とみられる。したがって中開の東側が元開である。まず、かつて海岸線であった新田の南側には、松原が帶状に広がり、西側は豊浦浜、東側が和田津新田となっている。図では甲乙丁戊の四つの傍示石を結ぶ境界線が示されている。これは宝暦5年(1755)9月に豊浦浜と和田津新田との境界争論に際し、裁許奉行中尾惣左衛門・樋口内蔵助の裁許によって確定されたものである<sup>3)</sup>。新田の東側に目を向けると「和田島村養兵衛開」がある。享保末年以降、和田島村(広瀬)分平とその子養兵衛により干拓され、明和4年(1767)に完成した新田である。和田津新田は、その境界か

ら干潟にせり出すように、南北に土手堤、北側は大手圍石堤で取り囲み、開発されたことがうかがえる。以上の松林と堤脇の松が、重要な松葉供給地であった。

絵図では、南側の松に囲まれた「茂平宅」がみえる。別の絵図によれば、その北側の小池の周りに「苗代床」が2筆存在していた<sup>4)</sup>。用水は、太田川水系で、立江・宮倉・黒地・坂野・和田津新田5ヶ村が共同利用する用水筋を引き[クリモ00002]、茂平宅の周囲から新田に入るように設定されていた(「和田津新田大手用水筋」[クリモ01067])。新田における用水差配についても栗本家が掌握していた可能性が高い。悪水は、東側と西側の「井利」(「悪水吐」[クリモ01067])から海へと排水された。海側から海水が入り込まないように、海側に「和久立井利」、内側に「月之輪堤」と称する石堤が円形で囲うように設置されていた[クリモ01067]。

さらに耕地は、新田一円が栗原茂平の「名田」であることから、基本的に栗原家の所持地であったと見られる。絵図には一筆ごとに耕地面積が貼紙されているが、とくに元開内で埋立が未完の北側(溝の周囲)を除けば、作人の名前が記されている。このうち栗本家が耕作した「手作」の分布を、図では「●」で示した。元開の半数ほどを栗本家自身が手作りしていたこと、逆に言えば、残り半分を入植百姓や周辺百姓が小作したものと考えられよう。詳しくは今後の課題としたい。

## 3) 和田津新田の松葉・樅木

では、和田津新田における松林の利用権は、どのように展開していたのだろうか。史料3・史料4は享保3年(1718)に、新田の「圍堤」(幅2間・長800間)や「原縁」に松の植林を願ったものである。植松は、惣圍堤の補強と、作物の風防のためであることや、松苗を田野村東山御林から3,000本与えられることを栗本家が望んでいたことが特筆される。また、史料3に、松が成木となった場合には、見分の上、年貢負担に盛り込まれてもよいとしている。実際には、松の利用について栗本家が藩に年貢運上を上納された形跡はないが、後年の松(成木)の利用をも念頭において植林をしていた可能性が高い。

19世紀に入ると、松の利用はさらに明確に判明す

る。享和2年（1802）正月に栗本家が、御林代官に対し、「手林」（栗本家の林のこと）からの松丸太250本の根伐りを歎願し、許可されている。<sup>5)</sup>

史料5は、翌2月に新田内の松林での枝下しの許可を求めたものである。その後、御林代官が立江村居住の御林目付矢野藤五郎（2人扶持方・支配3石）<sup>6)</sup>に対し、見分し問題がなけれ枝下を許可するように指示していることから、実現したものと考えられる。その対象地は、A新田敷地内の惣畠地5町3反4畝18歩と、B豊浦浜内に栗本家が持つ拝領地6町1畝24歩であった。Aは畠とあるが、囲堤の松は対象には含まれていないことから、図1にみる新田内南側の松原がこれに相当するのだろう。また、B豊浦浜側の拝領地とは、Aに続く西側の松林をさし、こちら側にも栗本家の松林が存在していたことになる。2ヶ所あわせて11町3反に及ぶ広大な松林一帯が、「手林」つまり栗本家の松林だったのである。<sup>7)</sup>同じ範囲からの枝下しや根伐りは、文化2年（1805）10月、文化6年12月にも行われていたことが確認できる。逆にいえば、栗本家以外の入植百姓にはそれを行う権利はなかったことになる。こうして栗本家は、自らの松林を枝下し・根伐りすることによって、そこから木材・樵木そして松葉を専有して確保することができたのである。

### 3. 松葉の流通

#### 1) 積廻手続き

こうして栗本家のものとに確保された和田津新田の松葉は、どのように流通したのだろうか。松葉流通の実態が判明する文書の史料的性格をおさえながら、分析を進めよう。

徳島藩では、寛政12年（1800）9月に、従来設置されていた郡奉行と代官を廃止して、郡代が設置された<sup>8)</sup>。栗本家ではこれに対応して、享和元年（1801）正月「郡方御用并諸願一巻扣帳／但シ御林御代官所諸願扣共」と題する帳面を作成した〔クリモ00002〕。文字通り、郡方（郡代役所）と御林代官に提出した文書の控を書き留めたものである。<sup>9)</sup>

松葉流通関係としては、次の文書がある。史料6は、毎年正月に栗本家から郡代手代にあて、「手林」から伐り出した松木・松葉・松樵木を、徳島斎田

（南斎田浜等）の塩田や撫養塩田に向けて積廻すので、郡代の証印が押された「御通」の発行を願うものである。書面内容や、文化3年（1806）3月にも同様の願書が提出され、大量の松葉が積廻しとなっている点から考えて、伐出しのたびごとに申請されたものと想定できる。「御通」の現物は残っていないが、文化3年の場合は写が残っており、輸送する月日・松葉数量・船主・行き先を記し、新田名主の判（写）が添えられている。一方、史料7は、5月1日に松葉7,300本を淡路国阿那賀浦の5艘（2人乗10名）の船に載せ撫養塩田に積廻すにあたって、和田島川口番所に提出した船切手である。船切手は、船での輸送のたびごとに、川口番所で運搬物・運搬船主・行き先をチェックする際に必要とされた。船切手を新田地主栗本家が独自に発行することは、宝暦12年（1762）に和田島庄屋源左衛門との間で争論となった際、従来通り茂平の発給を認める郡奉行武藤伴右衛門の「覚」（史料8）によって公認された権利であり、独立した新田の立場を証拠づけるものでもあった。

以上のように、松葉や樵木の流通については、i 郡代の証印のある「御通」によって積廻先・量の確認と積廻の通行全体を保証し、ii 川口番所の通行については新田名主栗本家の発行する船切手でチェックするという形をとっていたのである。そして翌年の年明に、<sup>10)</sup> 丌前年に積廻した松葉・樵木とその行き先別の総数を記した「仕上覚」（史料9）とともに、「御通」を郡代手代あてに提出するのである。なお、船切手の写や、毎年の積出松葉の総数報告については、文化8年（1811）に別帳化され、「御郡代御郡当り諸荷積出入船切手帳」〔クリモ00005〕、ついで嘉永2年（1849）2月「諸荷積出入船切手指出扣帳」〔クリモ00009〕にまとめられようになった。

#### 2) 出荷量と販売先

以上の史料から、和田津新田の松葉出荷量の全体を示したのが、表2である。第一に、出荷があったのは、約50年間に16ヶ年、平均して3年に1度の割合であり、毎年ではなかった。つまり北灘や淡路島南部のように、松葉や樵木出荷を最優先の目的にするのではなく、あくまで根伐り・枝下しによって松林を整備する際の余得として松葉出荷が見込まれ

ていたのであろう。それは各年の出荷量が、大きく増減することからもうかがえる。第二に、いずれの年も2～4月頃の出荷が中心で、遅くとも7月には出荷が終了している。また期間中には一日で最大13,700束・7艘（後掲表3のA 4月29日）分を出荷した場合があるように、松林の根伐り・枝下しのあと数ヶ月に出荷が集中している。新田にとって松葉の出荷は、多分に季節的かつ短期的な活動であったと考えられる。第三に、最も多い文化3年には87,000束と、全体的に文化・文政期の出荷量は多いが、天保期以降は、天保10年の62,400束を例外として出荷量は減少している。第四は、出荷先が、文政4年（1821）を境に、撫養廻りがほぼ無くなり、徳島廻りへと変化している。「はじめに」で述べたように、文政4年は石炭惣焚が許された年である。加えて、1艘あたりの積載量も1,500～1,800束であったのが、1,000束以下へと減少している。最大の文化3年1,851束と、嘉永3年610束とでは、3倍以上の開きがある。また、撫養への出荷が主流であった文化・文政期において1艘あたりの積載量が多い理由は、撫養向の船主の場合、淡路国阿那賀浦の百姓が中心で、通常の二枚帆ではなく三枚帆規模の船を利用していたことと、それだけ松葉出荷量の需要が見込まれたからであろう。

そこで想起したいのは、塩田地帯の塩焚燃料を取り巻く状況である。塩田地帯では、18世紀末頃から薪・松葉の慢性的な供給不足に陥り、薪・松葉の値段は高騰していた。そのため徳島藩は、寛政3年（1791）5月に領内である阿波・淡路両国の薪を他国に積み出すことを差し止めていたほどである。<sup>11)</sup> そうした状況において、撫養に松葉を流通させることは、供給量は多くなくとも、ある程度の利益を見込めたのであろう。しかし、石炭惣焚が許可されると、薪・松葉値段は大きく下落した。<sup>12)</sup> そのため荷主である栗本家としては、撫養への出荷を途絶せざるを得ない状況となったのではなかろうか。もちろん、石炭導入によって松葉・薪が塩田ですべて不要となったわけではなく、その後もある程度の需要は存在したはずである。一方で、撫養塩田地帯のみならず、南斎田浜とその周辺の塩田においても石炭焚は導入されたであろう。しかし価格が下落し、輸送

負担が荷主に降りかかる以上、比較的近くの徳島廻り（南斎田浜とその周辺の塩田）への出荷にとどめざるをえなかったのではないか。石炭導入による塩焚燃料の転換が、松葉の供給地域に大きな影響を与えたことはつとに知られているが、ここ和田津新田の松葉流通においても、その影響は少なくなかったのである。

### 3) 取引形態

では、荷主である新田名主栗本家と、出荷先とは、どのような関係にあったのだろうか。残念ながらそれに関する史料は、管見の限り史料10の1点しか確認できない。文政9年（1826）2月に、新田名主栗本茂平が徳島南斎田浜の塩問屋類次に松葉700束を売渡した際の「売手形」である。類次が、薪・松葉に関わる問屋だったのかは残念ながら判断できないが、銀1匁あたりの容量（23把2歩）を基準とした上で、松葉700束の値段が決定された（ここでは空欄）。その代銀のうち、まず手付銀として金5両が買主類次から売主＝荷主（栗本茂平）に渡され、そして松葉が類次のもとに出荷・到着するたびに、差引分の代銀札が売主＝荷主（栗本）のもとに支払われた。

このように、松葉の積廻しは、事前の、売主である荷主側と買主との契約関係に基づいて行われた。したがって、かかる契約の集積によって各年の松葉出荷先が決定されていたことが、いずれかの出荷先と固定的な関係を永続的に継続させるのではなく、そのつど出荷先が変わることもなく、ほぼ一年単位に販売先が確定し、年単位で変更または更新されるという関係に反映されていたのではないか。

### 4) 船主との関係

最後に、荷主栗本家と船主との関係を確認したい。表3は、船切手の情報をもとに、松葉出荷量の比較的多い年の松葉流通の実態を示したものである。まず注目されるのは、出荷先と船主との間に明確な対応関係が見られる点である。例えばAであれば、出荷先は徳島南斎田地域であるが、船主は和田津新田の近郷立江村と豊浦浜の者、のちに天保期になると南斎田浜・新浜の者が担っている（F）。これに対し、撫養向けの場合は、B松葉・薪の一大供給地であった淡州阿那賀浦か、C高島塩田に隣接す

る三ツ石村である。とくにCの場合、撫養向けは三ツ石村（1,200束ずつ）、徳島向けは坂野村安右衛門（1,100束ずつ）のみが担っている。出荷に携わる船は、出荷先によって大きく異なっていたのである<sup>13)</sup>。

また、松葉流通の担い手は、比較的固定されていた。表3 Aの場合、立江村兵内・次平・甚兵衛などは、4～7日おきに関わっている。D・Eでは立江村七右衛門・弁吉・岩蔵・勝蔵の4人が中心的に担い、不足する場合のみ他数名が携わる程度である。とりわけ立江村勝蔵と岩蔵に至っては、1日に3回（3月1日・2日）と2日間で6往復している。一方の撫養廻りは、間隔こそ最短で3日（C三ツ石村忠作5月20・23日）であるが、B阿那賀浦幸次郎・万蔵、C三ツ石村忠作・嘉吉・忠左衛門など、特定の船主が繰り返し携わっていた。

そこで問題となるのは、なぜ撫養塩田にむけて、阿那賀浦や三ツ石村の船が、南に離れた和田津新田の松葉流通を担ったのかという点である。和田津新田の荷主の側から、かの地の船主を呼び寄せるることは現実的ではない。既に薪炭松葉供給地であり撫養の薪問屋等への流通に携わっていた淡州阿那賀浦等の船主が、松葉買主である薪問屋等からの差配をうけて、和田津新田からの松葉を運賃積したのではなかったか。撫養廻りや天保期以降の徳島廻りについては、荷主側に船主の選択権はなく、供給先の問屋（ないし浜屋）の差配によっていたものと考えておきたい。これに対し、新田に近接する立江村・豊浦浜・坂野村（C）・田野村（D）の場合は、松葉・薪炭のみならず米・薺など多様な商品の輸送に携わっている場合が多いことから、栗本家が雇用する船（「手船」[クリモ00703]）による場合が多かったと考えられる。こうした差が生まれる理由については、今後さらに検討が必要となろう。

## おわりに

弘化3年（1846）に徳島藩・林方によって編集された「御林成立記」には、板野郡から海部郡の沿岸には「汐防」と唱える松林の「御建林」が存在し、村側が松の植林によって枝葉の用益を確保した場合もあること、とくに海手の新田では「汐防松生」が名主の所持する土地にある点が記されている（町田

哲2015）。本稿で明らかにした和田津新田の実態は、まさに新田名主が、自らの持つ松林から、松葉・樵木を確保していた事例に相当する。当該地の松葉は、①毎年ではないが、枝下し・根伐りの時期に集中的に、塩田地帯に供給されていたこと、②18世紀末の松葉・薪の供給不足（値段高騰）の時期は、淡州阿那賀浦や板野郡三ツ石村の船主らによって、撫養塩田に廻送されることが多かったが、③塩焚燃料として石炭が導入された文政期以降は、松葉・薪値段の下落に伴い、比較的近くの徳島南斎田へと供給され、漸減していったことが明らかとなった。石炭という新たな枯渇性資源の開発と、列島の隔地間流通による塩焚燃料の列島規模の変動は、塩田のみならず、薪炭・松葉供給地に大きな影響を与えたが、和田津新田にも以上のような変化をもたらしたのである。

課題は多いが、とくにこれら松葉が新田名主にとってどれだけの利益につながったのかという点がある。それには、1釜1昼夜で平均650束を必要とする松葉（鳴門市史編纂委員会1976, pp.1281–1282）の値段や、経費一問屋口銭、船賃、あるいは松葉の集積や積出に関わる新田内労賃等<sup>14)</sup>一の実態を解明する必要があろう。今後の課題としたい。

## 註

1) 実際、享保9年（1724）12月19日「新田御用指当ル扣覚書」[クリモ00481]に記載された、目路見奉行あての申請書の差出が、延享5年（1748）正月15日までは「富岡町紀伊国屋茂平」とあったのに対し、寛延2年（1749）正月17日には「那賀郡和田津新田名主茂平」と変化していることからもうかがえる。後年の栗本家自身の認識では、明和8年（1771）に名主となり、「御目見」が許されたとする場合がある（文政5年〈1822〉閏正月「身居之儀ニ附新田成立并元祖栗本平八以来成行之運共、御藏所様え指上候書附控」[クリモ01273]）。金磯新田名主多田家との競合意識のもと、多田家と同様の小高取となることを願って作成されたものである。他にも、明和6年に新田名主、同8年に御目見となつた旨を記す文書がある（寛政11年〈1799〉9月「新田築立以来記録控写シ帳面之内、後年無事并勤功調人之時早引目録帳」[クリモ0739]）。なお、小高取となつたのは、後年の史料によれば、天保5年（1834）で、高3,587石を与えられた（年貢上納不要）という。事実、同年9月2日「栗本茂平え被下置候畠高相調子指上帳」[クリモ00331]が残されている。

2) 一方で、文化6年棟付改段階では「壱家」となっていた点にも留意しておきたい。

3) 宝暦5年（1755）9月25日「批判状」[クリモ01269]。

4) 明和2年（1765）推定「（和田津新田絵図）」[クリモ01067]。本絵図については、（羽山久男2019）pp.327–328が詳しい。

5) 享和元年正月「郡方御用并諸願一卷扣帳」[クリモ00002]。寛政七～九年の御林方制度改革以降、御林のみならず、御林

- 以外の押領林・定請林等においても、木の枝打ち・下刈り・根伐りをする場合には、御林代官の許可が必要であった（町田哲2015）。
- 6) 国立史料館編『史料館叢書6 徳島藩職制取調書抜（下）』名著出版、1984年、pp.590。
- 7) また、栗本家は享和元年（1801）3月にも、「手林」からの松丸太70本の根伐りを御林代官に願い出て許可されていた。これは同年2月14日の徳島城下内町の大火によって、新シ町三丁目の栗本家の出店が焼失したため、その「跡木屋懸普請」をすることを目的としていた【クリモ00002】。
- 8) (藩法研究会編1962) pp.899-903。
- 9) これに対し、御蔵所管轄の年貢・検見関係や、御林代官管轄のうち土石取関係の書類を控えたのが、寛政10年（1798）正月「御蔵所様・御検見様御用并諸願扣帳／御林御代官所様え土石口願扣共」【クリモ00001】であった。
- 10) 和田島川口番人森本嘉藤次からも「那賀郡和多津新田分積出松葉約帳」が提出されている（文化8年〈1811〉「御郡代御郡当り諸荷積出入船切手帳」【クリモ00005】）。
- 11) (藩法研究会編1962) pp.884。
- 12) 例えば、文政8年（1825）11月「北灘筋困窮ニ付御歎申上、産業方御讃談被仰付貸附一巻」（徳島県立文書館寄託藤倉家文書【キノウ01001】）など。
- 13) 史料10でみた松葉買主・類次の名は、表3Dの船主名には見られず、買主=船主の可能性は低い。したがって、表3にみる船主は、いずれも買積ではなく運賃積であったことは間

違いない。

- 14) 断片的な史料であるが嘉永3年（1850）12月「樵木・松葉伐賃・浜出し賃銀払控」【クリモ00699】によれば、松葉結貯や、樵木の浜出し・積貯が計上されている。新田内外の住人が雇用されていたものと考えられる。

## 参考文献

- 金原祐樹（2019）：「鳴門撫養の塩業と薪・松葉の山稼ぎ」『「鳴門の渦潮」世界遺産登録学術調査報告書』
- 鈴木直樹（2020）：「宝永地震後の復旧・開発過程と地域社会—阿波国那賀郡和田島村を事例に—」小酒井大悟・渡辺尚志編『近世村の生活史—阿波・淡路の村と人—』清文堂出版
- 徳島県立文書館（1999）：『和田津新田の成り立ち—栗本家の絵図と古文書』（第18回企画展）徳島県立文書館
- 徳野隆（2013）：「和田津新田と新田名主栗本家」『高校地歴』49
- 鳴門市史編纂委員会編（1976）：『鳴門市史（上巻）』
- 羽山久男（2019）：『徳島藩分間絵図の研究』古今書院
- 藩法研究会編（1962）：『藩法集3 徳島藩』創文社
- 町田哲（2015）：「近世徳島藩における御林の分布と特徴」『鳴門教育大学研究紀要』30
- 町田哲（2022）：「宝永地震と安政地震を経験した村—阿波国那賀郡和田島村—」『地域歴史文化フォーラム愛媛 安政・昭和南海地震の新研究報告書』

## An Analysis of Early Modern Wadatsu Shinden and the Distribution of Pine-Based Fuel

MACHIDA Tetsu\*

\* 748, Nakashima, Takashima, Naruto-cho, Naruto, Tokushima 772-8502, JAPAN

Proceedings of Awagakkai, No.64 (2023), pp.139-149.

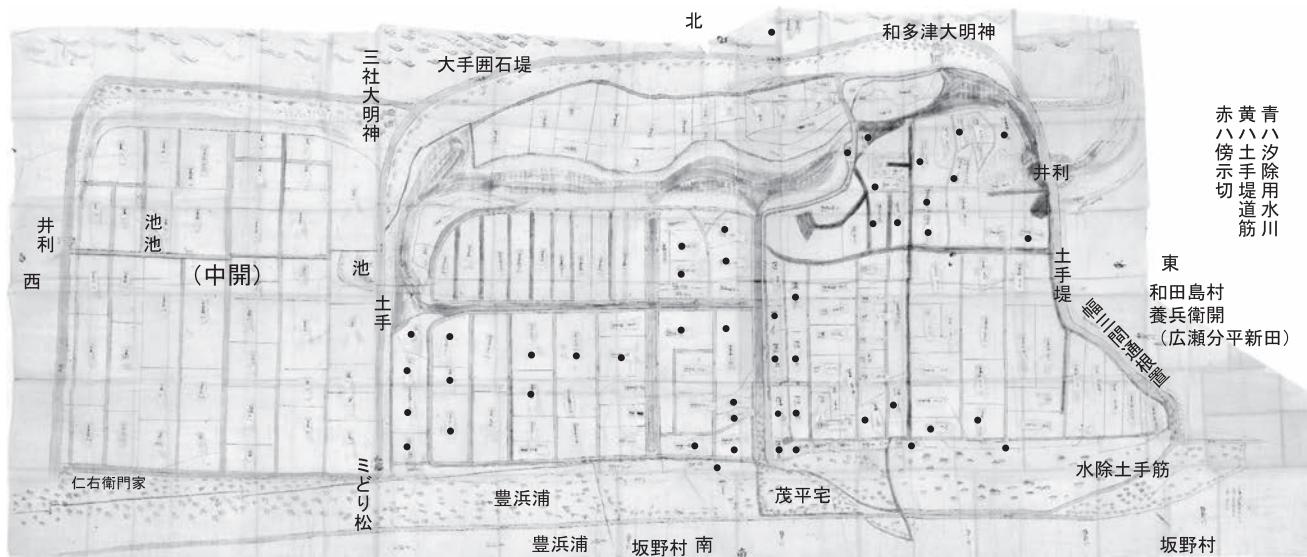


図1 18世紀後半の和田津新田絵図 [クリモ01058]

表1 19世紀初頭の和田津新田の人別構成

名前	歳	身居	男	女	計	馬	牛	備考
			5	6	11	1	1	
栗本茂平	29	壱家	名主・小高取					家族に叔父夫婦・子を含む
徳太郎	34	小家	栗本茂平下人	1	1	2	—	—
吉蔵後家	53	壱家	来人	1	3	4	—	—
平太郎	43	壱家	来人	3	1	4	—	1
仁右衛門	57	壱家	来人	3	6	9	1	1
万蔵	29	壱家	来人	4	2	6	1	—
安助	33	壱家	来人	2	2	4	1	—
(合計)	7軒			19	21	40	4	2

典拠：文化6年（1809）「那賀郡和田津新田棟附人数改帳」[クリモ01283]（慶応元年〈1865〉10月清帳）

表2 和田津新田からの松葉出荷量

年	西暦	合計	撫養廻り	徳島廻り	艘	1艘平均	典拠
享和2	1802 戊	35,300束	34,200束	1,100束	25	1,412束	クリモ002
文化3	1806 寅	87,000束	—	87,000束	47	1,851束	クリモ002
文化6	1809 巳	1,400束	1,400束	—	1	1,400束	クリモ002
文化7	1810 午	17,200束	17,200束	—	10	1,720束	クリモ002
文化11	1814 戊	54,700束	54,700束	—	31	1,765束	クリモ005
文化14	1816 丑	2,600束	2,600束	—	3	1,300束	クリモ005
文政元	1818 寅	41,100束	41,100束	—	26	1,581束	クリモ005
文政4	1821 巳	53,400束	40,400束	13,000束	45	1,187束	クリモ005
文政9	1826 戊	40,400束	—	40,400束	45	898束	クリモ005
文政10	1827 亥	28,000束	—	28,000束	28	1,000束	クリモ005
天保2	1831 亥	28,600束	—	28,600束	29	986束	クリモ005
天保3	1832 子	13,000束	—	13,000束	13	1,000束	クリモ005
天保10	1839 亥	62,400束	—	62,400束	64	975束	クリモ005
嘉永2	1849 西	2,000束	2,000束	—	2	1,000束	クリモ009
嘉永3	1850 戊	17,703束	—	17,703束	29	610束	クリモ009
嘉永4	1851 亥	1,900束	1,900束	—	2	950束	クリモ009

3 田津新和から葉松の流通

三文政10年(1827)亥					
月日	乗組	行先	船主	船主名	船主
4.15	1,000	徳島	田野村	和市	七右衛門 舟吉
4.21	1,000	徳島	立江村	七右衛門	舟吉
4.21	1,000	徳島	立江村	舟吉	吉哉
4.21	1,000	徳島	立江村	勝藏	勝藏
4.21	1,000	徳島	田野村	嘉兵衛	嘉兵衛
4.21	1,000	徳島	田野村	重兵衛門	重兵衛門
4.23	1,000	徳島	立江村	七右衛門	七右衛門 舟吉
4.23	1,000	徳島	立江村	舟吉	吉哉
4.23	1,000	徳島	立江村	勝藏	勝藏
4.23	1,000	徳島	田野村	重右衛門	重右衛門 舟吉
4.27	1,000	徳島	田野村	重右衛門	重右衛門 舟吉
4.27	1,000	徳島	田野村	嘉兵衛	嘉兵衛
4.27	1,000	徳島	立江村	勝藏	勝藏
4.27	1,000	徳島	立江村	七右衛門	七右衛門 舟吉
4.27	1,000	徳島	立江村	舟吉	吉哉
4.27	1,000	徳島	立江村	清蔵	清蔵
4.28	1,000	徳島	立江村	舟吉	吉哉
4.28	1,000	徳島	立江村	勝藏	勝藏
4.28	1,000	徳島	立江村	清蔵	清蔵
4.28	1,000	徳島	田野村	嘉兵衛	嘉兵衛
4.28	1,000	徳島	田野村	勝藏	勝藏
4.28	1,000	徳島	田野村	重右衛門	重右衛門 舟吉
4.29	1,000	徳島	田野村	嘉兵衛	嘉兵衛
4.29	1,000	徳島	立江村	勝藏	勝藏
4.29	1,000	徳島	立江村	七右衛門	七右衛門 舟吉
4.29	1,000	徳島	立江村	舟吉	吉哉
4.29	1,000	徳島	立江村	清蔵	清蔵
合計: 28,000					

【史料1】正徳6年（1716）5月吉日「新開奉願就被仰付諸事富書帳」[クリモ00738]より  
覚

一、新開四拾町程

右は那賀郡坂野・和田両村之間開地并南ノ手砂原共願出候ニ付、其方名田ニ遣之候、鉄下之儀來西年々來ル酉ノ年迄拾三ヶ年遣之、翌戌ノ夏々御年貢上納可仕候、然上は早々開立可申候、若令油断開不立候ハ、早速田地被召上、其上越度可申付候、仍而如件

正徳6申年五月三日 御蔵所

那賀郡富岡町紀伊国屋四郎兵衛方へ

【史料2】文化6年（1809）「那賀郡和田津新田棟附人数改帳」[クリモ01283]より、小家・徳太郎の項  
此者當郡中島浦加子七兵衛倅ニ而御座候処、天明七未年親子連ニ而四國為順拝罷出、父七兵衛芸州於広島病死仕、孤ニ相成、當御國御懸合之上、郡御奉行林永蔵様御在勤中ニ御引取被成候処、當茂平父茂平下人ニ被下置度旨奉願、御窺之上御聞届被仰付、下人ニ相成候得共、病身ニ而耕作難相調、文化二丑年々為稼市中へ罷越、新魚町玉屋嘉右衛門借家ニ紀伊国屋徳兵衛と申名前を以日雇稼仕居申ニ付、奉願稼御手形頂戴仕候、右之懸ニ而、當処ニ家無御座候

【史料3】正徳6年（1716）5月吉日「新開奉願就被仰付諸事留書帳」[クリモ00738]より（同年4月23日御蔵所からの許可もあり）

乍恐申上ル覚

一、私新田圃堤手当テ并立毛風為防申請之原縁、幅式間程・長八百間程之所、植松仕度奉存候、右之松成木仕候節ハ（御運上銀成共）御年貢成ニも、御見分之上御請可仕上候条、奉願通被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上  
享保三戌ノ年九月廿二日 富岡紀伊国屋四郎兵衛  
御目路見御奉行様

【史料4】正徳6年（1716）5月吉日「新開奉願就被仰付諸事留書帳」[クリモ00738]より  
申上ル覚

一、和田島・坂野両村之間ニ而、新田申請候ニ付、惣圃堤手当テ并立毛為風防、原縁ニ植松仕度旨奉願候処、被為成御聞届、難有奉存候、依之松苗三千本田野村東山御林之内ニ而、只今今來春迄之間ニ被為下候ハ、難有可奉存候、以上

享保三年戌十一月十六日

富岡町紀伊国屋四郎兵衛

御蔵所様

【史料5】享和元年（1801）「郡中御用并諸願一卷控帳」[クリモ00002]より  
乍恐奉願上覚

一、畠数合五町三反四畝拾八歩

右ハ私新田惣畠地之分

一、畠数合六町壹畝弐拾四歩

右ハ豊浦浜私拝領地之分

右之通、私新田御検地惣畠地ニ相生候松林并豊浦浜私名負拝領地手林、枝下シ仕度奉存候、右之段御聞届被為下候ハ、重畠難有仕合奉存候、以上

享和二戌年二月

和田津新田名主栗本茂平

御林御代官処様

表書之通、枝下シ願出候条、見分之上、御林ニ相障義無之候得は、無手抜相究、枝下シ可申付候、以上  
二月 林方御代官処

矢野藤五郎とのへ

右之通、表書被仰付、御指下被仰付、則矢野□持せ遣候間、枝下シニ取懸り候事

【史料6】享和元年（1801）「郡中御用并諸願一卷控帳」[クリモ00002]より  
乍恐奉願上覚

私手林伐小成仕候松木・松葉・松樵木之義、徳島廻シ斎田・撫養壳とも仕候ニ付、積廻シ申度奉存候間、何卒御究之御承印御通之義、乍恐先達而之通被為仰付被下候ハ、難有仕合奉存候、乍恐右之段奉願上候、以上

享和二戌年正月

和田津新田名主 栗本茂平

那賀郡御郡代所様御手代

富永七兵衛殿／木村儀左衛門殿／岸本伊右衛門殿／横井紋平殿

橋本林左衛門殿／小川岡之助殿／岸貞助殿

右願書付之通、三冊相添指上ル、則通上書、左之通

享和二戌年正月

和田津新田名主栗本茂平

松木・松葉・同樵木德島斎田・撫養積廻申通

但し、右御通之上書之脇ニ、御郡代様御判壹つ居ル、尤頭縫仕候而、頭印表ニ式ツ入、裏ニ壹つ入、後々相願申義故、追而相願申節、此書付之通ニして指上テよし

## 【史料7】享和元年（1801）「郡中御用并諸願一卷控帳」[クリモ00002] より

覚

一、松葉七千三百本

右ハ淡州阿那賀浦富助船・清作船・米蔵船・勘左衛門船・幸次郎船、船頭・水主共十人乗ニ而撫養へ積廻申候條、川口無相違御通被成可被下候、以上

享和二戌年五月朔日

和多津新田名主 栗本茂平

和田島川口 御番所

## 【史料8】[クリモ00130]

覚

那賀郡和田津新田茂平方ノ積出候米・麦、其外葭・松葉之義、船積水主船切手茂平壹判を以通船仕候様ニ、先年岩田吉兵衛・江口弥兵衛在勤之節申付置、其以来右之通通船仕来候處、此度和田島村庄屋源左衛門方ニ向後ハ彼方ニ水主船切手等指出候様被仰付候趣を以、茂平方え申来候旨、依之先年ノ昨年迄茂平壹判を以仕来候通被 仰付被下候様、紙面を以願出候ニ付、尚彼是僉義之上、先年申付置候通、船切手之義茂平方ノ指出可申旨、猶申渡者也

宝曆十二午年八月七日 山川理助病氣ニ付助役

武藤伴右衛門（印）

和田津新田名主 茂平方ヘ

## 【史料9】文化8年（1811）正月「諸荷積出入船切手帳」[クリモ00005] より

仕上ル覚

一、松葉合五万四千七百束 撫養廻り

船数合三拾壹艘

右ハ去戌年当新田ノ積出候松葉、壹紙相約、指上申候、以上

文化十二亥年正月

和多津新田名主 栗原茂平

那賀・海部御郡代様御手代

玉田程右衛門殿

庄野金之丞殿

澤 源次郎殿

足立富之助殿

## 【史料10】享和元年（1801）「郡中御用并諸願一卷控帳」[クリモ00002] より（挟み込み文書）

(端裏書)「文政九戌年二月十七日／松葉壳手形控」

覚

一、松葉七百束程

代

但、壹匁ニ付式拾三把式歩宛

内金五両 為手附銀受取候

代

右之通、直段相極壳渡申候、尤松葉積廻度每ニ、時々代銀札受取可申、双方申談右手附銀之儀は皆済、松葉積廻之節算用相立可申候、依而松葉壳手形、如件

文政九戌年二月十七日

和多津新田名主 栗本茂平

南才田問屋 類次殿

